

令和6年度 第3回浜松市市民協働推進委員会

日 時：令和6年9月24日（火）午前10時～午前11時

場 所：浜松市役所 本館8階 第5委員会室

出席者：鄭智允委員長、須山嘉七郎副委員長、小野田和弘委員、北智美委員、成瀬記言委員、古橋理委員、夏日記正委員、平松千佳委員、村木則予委員
(オブザーバー)今中秀裕はまこら(浜松市市民協働センター)センター長

報道関係：1名

傍聴者：0名

事務局：新谷市民部長、嶋津市民協働・地域政策課長、石原市民協働・地域政策課課長補佐、森本副主幹、河合主任、高橋

会議次第

1 開会

2 議事

- (1) はままつ夢基金制度の見直しについて
- (2) その他

3 閉会

《資料》

- ・ はままつ夢基金制度の見直しについて ……資料1
- ・ 令和6年度地域力向上事業
～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～ ガイドブック ……参考

1 開会

事務局： ただ今から令和6年度第3回浜松市市民協働推進委員会を開催する。

本日は橋本委員より欠席される旨の連絡を頂いており、9人の委員で会議を進める。

また、本日もオブザーバーとしてはまこら（浜松市市民協働センター）の今中センター長にご出席頂いている。本日の終了時刻は午前11時を予定している。

※配布資料の確認

鄭委員長： はじめに、会議の公開・非公開について確認する。本委員会の会議は原則として公開となっている。今回は公開で行いたいと思うが、委員の皆様のお考えはいかがか。

—委員一同異議なし—

鄭委員長： それでは、本日の会議は全て公開とする。

—報道関係者1名入室—

2 議事

(1) はままつ夢基金制度の見直しについて

鄭委員長： それでは議事に移る。まずは事務局から説明を求める。

事務局： ※資料1に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、何か委員から質問はあるか。

小野田委員： 委員になったばかりなので、少し理解が追い付かなかった。

地域力向上事業の助成を自治会で受けているが、そちらは最長3回しか助成がない。はままつ夢基金は、そういった場合に4回目以降に使えたりするものなのか。具体例を挙げていただくとわかりやすかった。

事務局： はままつ夢基金は、地域課題を解決するために実施する事業へ単に助成をするためのものではなく、市民の寄附文化の醸成のために作られたもので、市民からの寄附があって初めて動くものである。その助成の方法が、現状は団体支援補助事業とスタートアップサポート事業の2種類あり、団体支援補助を受けるためには、まずこの委員会の審査を通過し団体登録をしなければならない仕組みとなっている。

団体登録をした団体は「はままつ夢基金の登録団体である」ことをアピールし、自分たちで市民や企業に寄附を募る。その結果「応援したい」という人がはままつ夢基金に寄附をしてくれると、浜松市から団体に「寄附が届きましたのでこれを活用した助成事業を申請してください」と伝え、事業の提案を申請していただくという段取りになっている。

スタートアップサポート事業の方は、そういった団体登録は不要だが、設立して1年未満の団体が申請すれば、当委員会の審査を経て基金の中から補助率50%、最大5万円までの助成が受けられるという仕組みである。このスタートアップサポート事業は平成30年度から活用がない状態となっているので、そこを何とか

改善しようというのが今回の改正の目的である。「スタートアップを支援する」という目的を同じくし、また制度としても優位性のある地域力向上事業があるので、そちらを使われることが多く、はままつ夢基金のサポートアップ補助金は利用されなくなっている。

しかし、地域力向上事業は、小野田委員のおっしゃるように3回しか使えないので、事業の継続を考えるとその後の支援が欲しいということになる。

その時に、はままつ夢基金に団体登録して、4回目以降は自分たちで資金を集めて事業を回していけるようにしていただきたいと考え、今回地域力向上事業とのリンクを提案させていただいた次第である。

具体例を挙げると、はままつ夢基金の登録団体である「特定非営利活動法人はままつ未来会議」は、昨年度地域力向上事業の助成を受け「ハイスクールジオラマグランプリ」として高校生対象のジオラマグランプリを開催した。この法人は大人を対象としたジオラマグランプリも行っており、こちらも過去3年間地域力向上事業の助成を受けて行っていたが、その後も継続して開催していきたいということからはままつ夢基金に団体登録し、昨年度寄附が集まったため助成を受けた。このように地域力向上事業を使いながら、事業の継続のためにはままつ夢基金を活用していただきたい、というのが今回の提案である。

小野田委員： 今の説明でよくわかった。

村木委員： 実際にスタートアップサポート事業がなくなると、弊害はないか。

事務局： 先程も申し上げたように平成30年度以降利用がなく、現在のところ新しい相談もない状態である。理由としてはいろいろあると思うが、設立1年未満の団体で浜松市が情報をキャッチできるのがNPO法人のみで、PRできる先が限られていることが原因ではないかと考えられる。地域力向上事業の方が周知されており、弊害はまずないと考えている。

村木委員： 逆に私は地域力向上事業というものを初めて聞いたのだが、確かに地域力向上事業の方が助成額もずっと多いので使い勝手が良いのかと思う。スタートアップサポート事業は上限が5万円で、その額では利用もされないだろうと以前この委員会でも申し上げたことがある。それを思えば、その二つを繋げる方がシンプルだと思う。

須山副委員長： 浜松市として、趣旨が同じである地域力向上事業とスタートアップサポート事業をきっちり制度として作っていかうという意向はわかる。もともとこの委員会でスタートアップサポート事業の活性化について議論を重ね、「設立後1年未満」という条件をやめようとか、補助額の上限5万円を変えようとか、申請団体にとって審査が負担になっているのではないかとといった意見を受けて、地域力向上事業と結び付けた方が良いのではないかとということに繋がったと思う。しかし、それをやると、この一般寄附の200万円がどのように使われるのかがわかりにくくなるのではないか。

はままつ夢基金を地域力向上事業に使うことは、市民活動のために寄附をして

くれた市民の方からすると、自分の寄附したお金が希望通りに使われるのかどうか見えにくくなってしまう。この点が心配である。

もう一つの心配は、登録団体が少ないという点である。劇団たんぽぽさんに、はままつ夢基金への登録を必要書類を渡しながらかめたら、「何をどう書いてよいかわからない。市の方で記載例を作っていただきたい」とおっしゃっていて、他のNPO法人からも同じような声が聞かれた。今まで、はままつ夢基金の出口である使い道の議論ばかりしていたが、入口についてももう少し考えないといけない。札幌市や横浜市のような成功事例がせつかくあるのだから、参考にして工夫していかないと、登録団体を増やすのに10年かかるというようなことになってしまう。

鄭委員長： 今のご意見は大きく2点あり、まず地域力向上事業の財源は一般財源、つまり税金であるが、今回の改正がされるとこれにはままつ夢基金の一般寄附が充当されることになり、どのように運営するのかという点と、そもそも団体が登録申請するにあたり書類作成に慣れていないため困っているという現場からの声、これをどのように改善していくか、ということである。事務局のご意見をいただきたい。

事務局： まず一般寄附の運用、財源の話だが、今まで一般寄附として積み立てられているものが200万円程度ある。本来ならこれをスタートアップサポート事業として補助金交付していくのだが、ここ最近では活用がされていないため、地域力向上事業の財源として活用していく。200万円のうち、どのくらいを財源として充てていくのかはこれから財政部門と調整していかなくてはならないが、一度に200万円を充当するのではなく、数年にわたり充当していくことを考えている。

もう一点の、登録のしやすさという点については、今後、地域力向上事業と連動させていくなれば二つの制度の必要書類を事務局で整理して、二重にならないような設計をしていきたいと考えている。

事務局： 財源については、まだ具体的な数字はない。本日の委員会でご意見をいただいてから財政部門と調整していく。一般的に市の財源の使い方として、一度に使うというよりは平準化するという考え方であるので、少しずつ充当していくという形になると思っている。二点目についても、できることはやっていく。

鄭委員長： それでは一点目については、これからこの議論を踏まえたうえで進めていただくということで、二点目についても使いやすいように改善していくということだが、実際に申請する団体に接している今中センター長にご意見を伺いたい。

今中センター長： はままつ夢基金に限らず、市に提出する書類が大変だというのは、多くの団体から聞く意見である。NPO法人は書類の作成は法定義務なので仕方ないが、その他の団体からは地域力向上事業にしてもはままつ夢基金にしても「何を書いたら良いかわからない」という声はよくある。地域力向上事業の提出書類を見ても、第1号様式から第11号様式まである。県や国の事業もそうだが、団体にとってはやはり書類を作ることが大変なので、そこをできる限り簡素化できれば登録

のハードルは下がると思う。

それから、地域力向上事業にはままつ夢基金の一般寄附を充てることが、いわゆる「トンネル寄附」には当たらない、ということを税法的に確認しておいた方がよい。

一般寄附から地域力向上事業へどうやって使っていくかは、全ての地域力向上事業に使っていたら 200 万円などすぐになくなってしまうので、使い方については気になるところである。

北 委 員： 私は書類を提出する側として今中センター長にお世話になったが、どう書いたら良いか、整合性の取り方などを随分教えていただいた。書く側に立って作られた書類ではないなと感じた。私たちも認めていただきたいのではしっかり作成したいのだが、そもそも様式がわかりにくいのでそれができないというところがもどかしかった。

地域力向上事業で実施している事業は、市民から見えづらい事業だということも感じた。今回、参考事例も資料として添付していただいているが、これを見て内容を具体的に想像できるかと考えると、難しいと思う。この委員会では、団体登録のときに直に団体から話を聞くので、顔を見て話をして、何をするのかをきちんと理解できるが、書類だけで区協議会の委員はしっかり理解できるのかどうか、きちんと審査ができるのか、不安に思いながら話を聞いていた。申請する側は、補助金が欲しいから書類を必死で書くし、事実でないことを書くかもしれない。そこを書類だけで見抜けるのかどうか、怖いところがある。

古橋委員： 認知度が低いということについては、この中で話しているだけでは広がらないので、周知の仕方も今一度考えた方がよい。

北委員のご意見だが、最終的な判断にはヒアリングは必要であると私も思う。書類の書き方については、月に一度講習会を開くなどして、教えてあげることも必要だと考える。

鄭委員長： 書類の書き方については、申請期間があると思うので、その間に書き方を指導する機会を設けるなど対策を取る、広報については、今回の制度改革に伴って大きく宣伝をするなどしていただきたい。

須山副委員長： 地域力向上事業については、これは私も応募者の立場になったことがあるが、区協議会の担当者と何度か顔を合わせて色々と聞き取りをしているので、団体登録はしないまでも内容の確認はしており、そういう意味では市民の信用度については高い位置にある。はままつ夢基金については、この委員会でのヒアリングが初めての「発言の場」となるので、団体側も構えてしまっていて本音が言えないところがある。市民に寄り添う行政に変えていくためには、はままつ夢基金と地域力向上事業との担当間で連携してもらうことが重要ではないかと考える。

平松委員： 特定非営利活動法人はままつ未来会議さんは、実際に地域力向上事業を 3 回受けて、その後はままつ夢基金に移行してきた、まさにモデルケースで、このようにスムーズにいくのならいいなと思った。

周知については、申請者の方々が地域力向上事業をどのように知ったのか、そこにヒントがあると思う。周知がうまくいけば、はままつ夢基金に繋がり、団体登録はもっと増えると思う。地域力向上事業の申請時にははままつ夢基金の話してもらえば、3年後と言わず2年目からでも繋がる団体があるかもしれない。

それから、はままつ夢基金の一般寄附が全て地域力向上事業に充てられてしまうと、不透明性から、はままつ夢基金への一般寄附が減ってしまうのではないかという危惧もある。

夏目委員： 希望寄附と一般寄附の割合はどのくらいなのか。

事務局： 一般寄附は積み立ててきたものが現在200万円、希望寄附の方はすぐに補助金として交付してしまうので今残っているものはほぼないが、寄附の割合としては圧倒的に希望寄附（団体を指定した寄附）が多い。

夏目委員： 希望寄附、というのは皆さんどこで知るのか。

事務局： 希望寄附は団体を指定する寄附なので、登録団体が「私たちは浜松市が行うはままつ夢基金に登録して事業を実施していて、私たちが指定してはままつ夢基金に寄附をすると税制優遇があります」という寄附への安心感とメリットを自分たちで宣伝し、自分たちの足で寄附を集めてもらうというのがもともとの趣旨であり、市も宣伝はするが基本は自分たちで宣伝するものである。認定NPO法人への寄附は税制優遇があるが、認定の条件をクリアできないNPO法人やそれ以外の団体であっても、活動のための資金を自分たちで集めることができるようにと作られた制度でもある。認定NPO法人ではないが、はままつ夢基金の登録団体であるという後ろ盾を利用して寄附を自分たちで集めてもらう、という趣旨のものである。

一般寄附は、チャリティーイベントなどで集まったお金を寄附してくださることが多いが、年に1、2件あるくらいである。

今中センター長： 地域力向上事業は、チラシに採択事業だと書かれている。静岡新聞社や中日新聞社などの後援事業は、必ず社名のポスターを掲示するようにポスターを送付してくる。例えばそれと同じように、はままつ夢基金の助成を受けた事業については、事業実施の際に、ロゴマークとか文字だけでも良いので市で作成したポスターを必ず掲示してもらおうとか、チラシなどに必ず入れてもらおうとかして「はままつ夢基金」のことを多くの人に知ってもらうようにすることも必要ではないか。

鄭委員長： 私もロゴはあった方が良くと以前から思っていた。検討していただきたい。

ほかに意見はないか。なければ、事務局は委員からの意見を踏まえて、今後の委員会で報告をお願いしたい。

(2) その他

鄭委員長： 最後に、議事の(2)その他について、事務局から連絡事項等はあるか。

事務局： 2点お知らせがある。

委員の皆様にご審査していただくCSR活動表彰事業だが、現在、申込期間中で

ある。まだ正式な申し込みはないが数件連絡をいただいております、新規の団体からも問い合わせを受けている。12月の委員会での審査に向け、日程調整を進めていく。

また、「市民協働を進めるための基本指針」を学ぶ機会として小学生を対象に開催している「市民協働を楽しく学ぶ講座」が10月からスタートする。日程を皆様にお知らせするので、ご都合が合えば是非ご参観いただきたい。

はままつ夢基金の改正については、本日の委員の皆様のご意見を踏まえて整理をしていく。

鄭委員長： 他にはないか。なければ閉会に移る。事務局からお願いしたい。

3 閉会

事務局： 以上をもって、令和6年度第3回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。